

## 令和4年第8回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和4年12月8日(木曜日) 午前10時開議

- |        |         |   |        |
|--------|---------|---|--------|
| 日程第 1  | 議案第 1号  | 人権擁護委員の推薦意見について                               | (町長提出) |
| 日程第 2  | 議案第 2号  | 那珂川町課設置条例の一部改正について                            | (町長提出) |
| 日程第 3  | 議案第 3号  | 那珂川町職員の定年等に関する条例の一部改正について                     | (町長提出) |
| 日程第 4  | 議案第 4号  | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について           | (町長提出) |
| 日程第 5  | 議案第 5号  | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について          | (町長提出) |
| 日程第 6  | 議案第 6号  | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について                  | (町長提出) |
| 日程第 7  | 議案第 7号  | 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について                      | (町長提出) |
| 日程第 8  | 議案第 8号  | 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について                      | (町長提出) |
| 日程第 9  | 議案第 9号  | 那珂川町税条例等の一部改正について                             | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正について                          | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 令和4年度那珂川町一般会計補正予算(第6号)の議決について                 | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13号 | 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について             | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14号 | 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の議決について            | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 令和4年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)                |        |

の議決について

(町長提出)

日程第16 議案第16号 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算(第2号)の議決について (町長提出)

日程第17 発議第1号 議会改革特別委員会の設置について (議員提出)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

---

### 出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	内田浩二
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	岩村房行
総務課長	笠井真一	企画財政課長	小松重隆
税務課長	星善浩	住民課長	加藤啓子
生活環境課長	薄井亮	健康福祉課長	薄井和夫
子育て支援課長	板橋文子	建設課長	佐藤裕之
産業振興課長	深澤昌美	上下水道課長	益子泰浩
農業委員会事務局長	田角章	学校教育課長	藤浪京子
生涯学習課長	高瀬敏之		

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 星 学 書記 金子 洋子  
書記 佐藤 武

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
- 

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（益子純恵） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆様、おはようございます。

一昨日、昨日と、一般質問におきまして、貴重なご提言をいただきまして、ありがとうございました。

本日は、議案の審議となりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において「町長は、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない」と定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております川上弘之氏は、令和5年3月31日を

もって現在の任期が満了となりますが、継続して川上弘之氏を推薦したいと存じます。

川上弘之氏は、令和2年4月1日から人権擁護委員を1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、大金美江氏、佐藤明彦氏、蓮見和恵氏、小祝邦之氏、郡司広美氏、山口雅夫氏、川上弘之氏の7名であります。2期目再任として川上弘之氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第2、議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

行政組織の再編に当たっては、第4次那珂川町行財政改革推進計画に基づき、現行の組織機構について、振興計画に掲げた将来像を実現するため、施設の統廃合、事務事業の見直しによる業務量の変動、定員適正化計画の進行等と整合性を図りながら、点検と見直しを行い、これからの時代要請に十分応えることができる組織機構となることを基本的な考えとして、見直しを行ったところであります。

今回の改正は、事務の移管による関係課の事務分掌の見直しによるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案第2号をご覧願います。

今回の改正は、第4次那珂川町行財政改革推進計画に基づき、現行の組織機構全般についての点検及び評価を行った結果、柔軟かつ効率的な行政組織を実現するため、関係課の事務分掌を見直すものであります。

見直す課は、総務課、生活環境課及び上下水道課の事務分掌であります。

事務分掌、第2条、総務課であります。近年において、大規模災害の発生が頻発していることから、地域防災力の維持・強化を図っていくため、総務課が所管する公共交通部門を住民の生活に密着している業務を行っている生活環境課へ移管するものであります。それに伴いまして、事務分掌については、（5）「消防及び水防に関すること」を「消防及び防災に関すること」、（6）「交通対策に関すること」を「交通安全対策に関すること」に変更するものであります。

次のページになります。

生活環境課であります。総務課が所管する公共交通部門及び上下水道課が所管する浄化

槽部門の移管に伴い、事務分掌については、（６）「公共交通に関すること」及び（７）「浄化槽に関すること」を追加するものであります。

上下水道課であります。下水道特別会計及び農業集落排水特別会計を令和５年度末までに公営企業会計へ移行することに伴い、一般会計事業である浄化槽部門を生活環境課へ移管するもので、事務分掌については、（４）「浄化槽に関すること」を削除するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

９番、益子明美議員。

○９番（益子明美） 条例改正後の関連する課の配置人員の増減を伺います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

職員の増減ということでございますけれども、定員適正化計画で今回、見直したわけでございますけれども、総務課におきましては、交通政策部門を生活環境課へ移管することに伴いまして、職員の減ということ考えております。人数については、１名程度ということ考えてございます。

また、生活環境課でありますけれども、公共交通部門及び上下水道課の浄化槽部門が事務分掌となるということで、増員となるよう考慮したいということで、１名増ということ考えてございます。

また、上下水道課の職員の数でございますけれども、浄化槽部門が生活環境課へ移管することではございますが、職員の数は現状維持ということ考えてございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町課設置条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号及び議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第3、議案第3号 那珂川町職員の定年等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正について、以上2議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫 登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町職員の定年等に関する条例の一部改正について及び議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正等についての提案理由の説明を申し上げます。

昨年6月に国家公務員法等の一部を改正する法律が公布されたことに併せて、地方公務員法でも同様の法律改正が行われました。

今回の条例改正は、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、職員の定年年齢の段階的な引上げ等に関した関係例規の整備を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。



議案第4号の最後に添付してあります、参考資料「地方公務員法の一部を改正する法律の改正に伴う関係条例の改正概要」をご覧願います。

なお、議案の上程につきましては、改正すべき項目の量及び条例の数が多いことから、2議案での上程としております。

それでは、制度の概要をご説明申し上げます。

1、改正理由であります。今回の改正は、高齢期の職員の知識、技術、経験などを継承し、複雑高度化する行政課題に的確に対応するため、地方公務員法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴い、関係条例について所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、那珂川町職員の定年等に関する条例、那珂川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、那珂川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、那珂川町職員の育児休業等に関する条例、那珂川町職員の給与に関する条例、那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、那珂川町職員の降給に関する条例、那珂川町職員等の旅費に関する条例、那珂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の以上11条例であります。

3、廃止する条例名は、那珂川町職員の再任用に関する条例であります。

4、改正の概要であります。大きく5つございます。

まず1点目は、定年の段階的引上げであります。現在、60歳の定年年齢を、組織全体の活力の維持や、高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、定年年齢を2か年で1歳ずつ引き上げ、令和13年度に定年年齢を65歳とするものであります。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入であります。組織の円滑な代謝を図るため、管理監督職の職員で、管理監督職上限年齢に達している者を、管理監督職上限年齢到達後、管理監督職以外の職へ降任または転任させるものです。

なお、管理監督職上限年齢は60歳となります。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入であります。

60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職で再任用することができるようにするものです。

2ページになります。

4点目は、60歳に到達した職員の給与等の措置であります。当分の間、職員の給料月額を、60歳に到達した日後の最初の4月1日以後、7割水準とするものです。また、退職手当につ

いては、定年引上げ前からの不利益が生じないようにするため、給料月額が7割水準となる前の給料月額を基に算出する「ピーク時特例」を導入するものであります。

5点目は、情報提供・意思確認制度の新設であります。定年引上げに関連して、役職定年制や給与水準の7割措置、定年前再任用短時間勤務制の導入により60歳以後の職員の勤務条件が大幅に変更になることから、60歳に達する年度の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、60歳以後の勤務意思を確認するものです。

続いて、5、改正条例の内容についてご説明申し上げます。

初めに、那珂川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、まず、条例全体を条建てから章建てに改正するものです。

第1条は、根拠規定を改正するもの。

第3条は、定年年齢を改正するもの。

第4条は、定年退職の特例規定を改正するもの。

第6条から第11条は、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定を追加するもの。

第12条及び第13条は、定年前再任用短時間勤務制に関する規定を追加するもの。

第14条は、事務委任規定を追加するもの。

附則第2項は、定年に関する経過措置規定を追加するもの。

附則第3項は、情報提供及び勤務の意思確認に関する規定を追加するものであります。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正等に関する条例の第1条、那珂川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正であります。第2条関係について、条例の対象職員に関する規定を改正するもの。

第11条は、特定法人に従事するために退職した職員の規定を改正するものであります。

3ページになります。

第2条、那珂川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正の第2条第2項については、任命権者が報告すべき職員の規定を改正するものであります。

次に、第3条、那珂川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正の第3条については、減給の基準割合を超える場合の規定を追加するものであります。

次に、第4条、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正の第2条から第4条、第12条及び第18条については、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改正するものであります。

次に、第5条、那珂川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の第2条及び第9条関

係については、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない者に役職定年制に該当する者を追加するもの。

第17条及び第20条の表関係については、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改正及び文言の加除・修正を行うもの。

第21条及び第22条は、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改正するもの。

附則第3項は、給与条例附則第9項の規定が適用される育児短時間勤務職員に関する読替え規定を追加するものであります。

次に、第6条、那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正の第4条第4項及び第6項は、文言の修正を行うもの。

第4条第10項は、再任用職員の給料月額に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定に改正するもの。

第4条の2は、再任用短時間勤務職員の給料に関する規定を削除するもの。

第10条、第13条、第17条、第17条の4及び第17条の5は、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改正及び文言の加除・修正を行うもの。

4ページになります。

附則第9項から第15項は、特定日以後の職員の給料月額等の特例規定を追加するもの。

別表第1は、文言の修正及び定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額の規定を追加するもの。

別表第2は、等級別基準職務表の職種を追加するものであります。

次に、第7条、那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の第19条の2については、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改正するものであります。

次に、第8条、那珂川町職員の降給に関する条例の一部改正の第2条及び第3条は、役職定年制による降給規定を追加するもの。

附則第2項は、給与条例附則第9項の規定が適用される職員に関する規定を追加するものであります。

次に、第9条、那珂川町職員等の旅費に関する条例の一部改正の第1条については、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改正するものであります。

次に、第10条、那珂川町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の第2条及び第21条については、再任用短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に関する規定に改正するものであります。

次に、第11条、那珂川町職員の再任用に関する条例の廃止については、再任用制度が廃止されることにより、関係条例を廃止するものであります。

条例附則第1項については、施行期日を令和5年4月1日に定めるもの。

附則第2項は、用語の定義を定めるもの。

附則第3項から第14項は、関係条例の経過措置を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 退職に関する条例なんですが、第7条で管理監督職勤務上限年齢は年齢60年とすると書いてあります。しかしながら、9条のほうを見ると、9条はその後にありますけれども、任命権者とはいうことで、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるというふうになっています。

ということで、この間の説明、さらに先ほどの説明もそうでしたけれども、管理監督職の60歳までというのは、原則であって、それ以降も長ければ3か年までその役職を続けることができるということなのでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

役職定年制の例外の規定の質問かと思えますけれども、条例では、勤務させることができるというふうになっておりますけれども、例外は、その職務が高度の知識、また、技能及び経験を必要といたしまして、退職による欠員の補充が困難である場合など、上限年齢を60歳とすることが著しく不相当と認められるとしてございます。

那珂川町の職員の場合は、この例外規定は実施しないとしてございます。

以上であります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） そうすると、条例には書かれているけれども、実施しないということな

んですか。確認です。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

条例には勤務させることができるという条文でありますので、条文に規定をしているという  
ことでもあります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） よく分からないです。条文には書かれているけれども、那珂川町はそれ  
を行わないという、最初の答弁、それから、今の答弁は、そういう条文になっているという  
ことで、一体どうなのか、ここに書かれている9条の（1）、（2）、（3）、これを見ると、  
町長の判断でそれができるといような文章になっていますが、そういうことが本当に  
あり得るのかどうなのか、明確に答えていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

那珂川町の場合は、そういった形で例外規定は実施しないということになっておりますけ  
れども、今回の定年の改正ということで、その例外規定を設ける場合は専門的な職員を想定  
してございます。

ですので、那珂川町の職員に当たりましては、一般行政職でありますので、例外規定は該  
当しないということで条例の中にはできるとうたっておりますけれども、そういった形で、  
例外規定は実施しないということで、現在進めてございます。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 私は、非常に曖昧さを残した条文ではないかということで、きちんと整  
理すべきだという観点から反対をします。

65歳までの定年延長について、そのものについては私は賛成ですが、60歳になったとき

に管理監督職であったものが、そのまま管理監督職を3年間続けることができるってのはこの条文にあるわけですよ。

しかも、こういう場合ってことでいろいろあるんですが、その判断は、かなり曖昧なんです。非常に具体的ではありません。ですから、任命権者、町長が判断した場合にはできるといふ可能性が残っています。

もし、仮に、これが生きてくるということになると、管理監督職を続ける人と、60歳で降下する人と、2つに分かれてしまうと。どういう判断でなったのかってということが、非常に難しくなると思います。

そういうことで、この曖昧さを残したこの条文には私は反対です。

それから、もし仮に、60歳を過ぎても管理監督職をできる人と、そうでない人が出た場合に、意欲を持って仕事をするということに差し支えが出てくるんじゃないか。それから、職員の間で疑心暗鬼が生まれるのではないかということに危惧しています。

もう一つは、60歳を過ぎたら、給与が7割程度というのも、私はおかしいと思います。

今、定年が60歳で、55歳で給与が下がるということはないと思います。ということであれば、65歳に伸びたら65歳まで、今までの給与水準を保つということが妥当ではないか、というふうに思います。

そういうことで、提案に反対します。

○議長（益子純恵） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

討論はありませんか。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） 賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

いわゆる65歳定年制というのは、民間企業含めまして、もう四、五年前からスタートされてるという状況にあります。やはり、その下の今現在の管理監督者が、65歳まで延長をするということになりますと、若年層の方が管理監督者になれないと、こういうことから、一般民間企業も、65歳にしてもやはり管理監督職は60歳で終わると、こういう規定にはぼなっているというふうに聞いていますし、私がいた大手の会社も、そうですけども、そのとおりでございます。

また、給料についても、70%以下、あるいは、半減と、こういう企業もございます。そういう意味で、この65歳定年は正当だろうというふうに思いますし、総務課長が先ほどから特別職というか、そういう一般の事務職ではなく、限られた人と現在の那珂川町の職員には該

当する方がおいでならないと、こういう答弁がありましたので、確かに、その方がおいでになったときには、そういう問題も出るかもしれませんが、それは皆さんがそういう職種だと認めたということになると思いますから、この条例改正に賛成をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第3号 那珂川町職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（益子純恵） 起立全員と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第5、議案第5号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第6号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第6号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、今年8月8日に国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間の初任給と若年層の給与の比較における格差解消のために、初任給を含む若年層の基本給の平均0.23%引上げ及び勤勉手当の0.10月の引上げ等の勧告を行いました。

これを受け、11月に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定を行うこととし、関係する条例を改正するものです。

また、併せて国の特別職等の期末手当についても引上げを行うことから、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても、0.05月の引上げを行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案第7号の最後に添付してあります参考資料、人事院勧告に基づく議員、町長等の期末手当及び職員の給与改正についてをご覧ください。

今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当と、職員の給与及び勤勉手当の改定を行うものであります。

1、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の改定ですが、1点目は、12月期の期末手当を0.05月引き上げて1.675月とし、年間3.3月とするものです。2点目は、令和5年4月1日以降の期末手当について総枠は変えずに、6月期と12月期の支給月数を平準化するものであります。

2、職員の給与及び手当の改定ですが、1点目は月例給の引上げです。民間の初任給と若年層の給与の格差0.23%を埋めるため、若年層の俸給月額引上げを行うものです。引上げについては、30歳代半ばまでの職員が在職する俸給の平均0.3%引き上げるほか、大卒初任給で3,600円、高卒初任給で4,000円引き上げるものであります。なお、適用は令和4年4月1日に遡及するものであります。

2点目は、勤勉手当の引上げです。民間の支給割合に見合うよう、勤勉手当を0.10月引



き上げるものであります。

2ページになります。

3点目は、特別職と同様に令和5年4月1日以降の勤勉手当について、総枠は変えずに6月期と12月期の支給月数を平準化するものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する議案名をお示ししてから、討論お願いいたします。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 那珂川町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第8、議案第8号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、ケーブルテレビを核とした災害・防災対策の強化、全住民への情報提供、安心・安全なまちづくりを実現するためケーブルテレビ施設の光化の整備を進めているところであります。

今回の改正は、光化の整備による機器、サービスの変更に伴い文言を整理するもの及び提供サービスの変更、消費税のインボイス制度適用によりサービス利用料等を改定するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 補足説明を申し上げます。

参考資料1の那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正の概要をご覧ください。

1、改正理由ですが、今回の改正は、1点目として、那珂川町ケーブルテレビ光化基本計画に基づき、令和5から7年度に実施する光化整備によるサービス及び機器等の変更により、文言を整理するもの、2点目として、提供サービスの変更及び消費税のインボイス制度の適用によりサービス利用料等を改定するものです。

2、一部改正の概要ですが、第2条の定義については、光化整備に伴い用語の意義の文言

を整理するものです。

第4条の業務については、提供サービスの変更により、加入者間域内無料電話の運営、テレビインターネット通信、CS有料放送サービス及びSTBレンタルサービスを廃止し、テレビ放送の再放送サービスをオプションサービスへ移行することから、提供する業務の文言を整理するものです。

第9条の宅内機器の貸与及び管理については、加入者等への機器の貸与及び故障などの際の負担について規定するもの及び加入者へ求める協力について規定するものです。

第10条の宅内機器の制限については、光化整備により撤去となるSTB及び有線電話機などについての文言を整理するものです。

第10条の2の加入者等の資格については、加入者等の資格要件を新たに規定するものです。

第11条の加入の申込みについては、加入申込み要件などについて文言を整理するものです。

第13条の加入金については、光化整備により町の施策として災害時の迅速な情報提供をはじめ、幅広い情報を全住民が受け取れるよう、全世帯に音声告知端末を設置いたしますので、加入金は廃止し、規定を削除とするものです。

第15条の工事の費用負担については、引込工事の際に加入者等が負担する工事費の限度額を見直すもの及び新築住宅の引込工事の費用は町の負担とすることを規定するものです。

第16条の施設の利用率については、テレビ放送の再放送サービスが光化整備により、基本サービスからオプションサービスに移行し、音声告知機による情報提供を基本サービスとすることから、基本サービス利用率は無料とするもの及びオプションサービスに係る利用率について、提供サービスの変更と消費税のインボイス制度の適用により、利用率等を見直すものです。

第17条の引込工事費及び利用率の減免については、加入金が廃止となることから、加入金を減免項目から削除し、文言を整理するものです。

第19条のオプションサービスの利用については、テレビ放送の再放送サービスを、オプションサービスに移行することにより、文言を整理するもの及びオプションサービス利用率を、第16条で規定したことによりインターネット接続サービス利用率の規定を整理するものです。

次のページに移ります。

第21条のCS有料放送サービスの利用については、CS有料放送サービスの提供を廃止するため、規定を削除とするものです。

第22条のSTBレンタルサービスの利用については、光化整備により現在設置されている

S T Bなしで地上デジタル放送や衛星B Sデジタル放送が受信可能となりますので、レンタルサービスを廃止し、規定を削除とするものです。

第23条の広告放送及び音声告知放送の利用については、利用促進を図るため、広告放送利用料をインボイス制度の適用と併せて見直すものです。

第24条の自主放送番組の複製については、広告放送利用料と同様に、利用促進を図るため、自主放送番組のダビング手数料を、インボイス制度の適用と併せて見直すものです。

第24条の2の延滞金については、滞納者に対する督促状の発付及び延滞金について新たに規定するものです。

第24条の3の徴収の猶予及び免除については、利用料等及び延滞金について、徴収の猶予及び免除を新たに規定するものです。

第25条の施設の保全については、施設の保全に対する努力義務を規定するもの及び光化整備による基本利用料の無料に伴い、再放送業務の休止の場合に基本利用料を徴収しない旨の規定を削除するものです。

第31条の利用の停止等については、光化整備により基本利用料を無料とし、テレビ放送の再放送サービスをオプションサービスに移行することにより、利用停止の要件を、利用料を3か月以上にわたり納付しないときと規定するものです。

第34条の指定管理者による管理については、条例改正に伴い、読替規定の適用条文を整理するものです。

別表第1については、第15条の引込工事加入者負担限度額について、新たに別表で規定するもの、別表第2については、第16条の施設のオプションサービスに係る利用料について規定するもの、別表第3は、第17条の引込工事費及び利用料の減免該当基準について、改正前の別表第1の表から加入金に関する項を削除するものです。

別表第4は、第23条の広告放送利用料については、改正前の別表第5を改正するもの、別表第5は、第24条の自主放送番組のダビング手数料について、改正前の別表第6を改正するものです。

附則の第1項の施行期日は、この条例の施行期日を令和5年4月1日と定めるものです。

経過措置として、附則第2項は、旧条例の規定を適用することについて経過措置を規定するもの、附則第3項は、第16条の施設の利用料は光化整備工事により伝送施設に接続した加入者等についてその翌月から新条例を適用し、それ以前については、旧条例の規定によることを規定するものです。

附則第4項は、旧条例の規定による音声告知器放送受信機等の機器及び提供サービスについて、光化整備工事により接続した加入者について、接続の日をもって廃止となり、それ以前については、旧条例の規定によることを規定するものです。

附則第5項は、旧条例の規定によるCS有料放送サービスについて、令和5年9月30日をもってサービスの提供が廃止となり、それ以前については旧条例の規定によることを規定するものです。

工事の費用負担の特例として附則第6項は、光化整備工事により、伝送施設の工事が完了した地域に居住するものが、工事が完了した日の属する年度の翌年度の末日までに、接続する加入者等については、第15条第1号の規定にかかわらず、引込工事及び宅内工事の費用は、町の負担とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町ケーブルテレビ施設条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（益子純恵） 再開します。

---

◎議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第 9、議案第 9 号 那珂川町税条例等の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました、議案第 9 号 那珂川町税条例等の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、原則として令和 4 年 4 月 1 日に施行されました。

今回の改正は、施行期日が令和 5 年 1 月 1 日以降の条例について一部を改正するものです。主な内容といたしましては、住民税に関する改正となっております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 税務課長。

○税務課長（星 善浩） 補足説明の前に、議案第 9 号につきましては、議案の様式を新旧対照表方式としてではなく、改め文方式での改正とさせていただきました。これは、条例改正が煩雑になる可能性があるなどの理由からであり、今後も税条例の改正については、基本改め文方式とさせていただきますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。また、新旧対照表につきましては、参考資料 2 として添付いたしました。

それでは、補足説明を申し上げます。お手元の議案書に添付してあります参考資料 1、那珂川町税条例等の一部を改正する条例の概要により説明いたします。

1の改正理由であります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日公布され、施行期日が令和5年1月1日以降となる税条例等の一部を改正するものです。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例、那珂川町税条例の一部を改正する条例です。

次に、3の改正内容について説明いたします。今回は施行日が異なり、かつ2つの条例を改正しますので、5条立てとなっております。

初めに、令和5年1月1日が施行日となる第1条関係について説明いたします。

第36条の3の2第1項は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についてで、記載事項に所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものです。

次の第36条の3の3第1項は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についてで、特定配偶者及び退職所得等がある扶養親族を有する者について提出の義務があることを追加し、また、記載事項に特定配偶者の氏名を明記することを追加するものです。

次の附則第7条の3の2第1項は、住宅借入金等特別税額控除の延長や見直しをするものです。

次の附則第17条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてで、引用条項の削除に伴い、規定の整備を行うものです。

次の附則第26条第1項及び第2項は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の内訳特例で、住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しに伴う規定の整備により、この条項を削除するものです。

次に、令和6年1月1日が施行日となる第2条関係について説明いたします。

第33条第4項及び第6項は、所得割の課税標準についてで、総合課税または分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用するものです。

次の第34条の9第1項及び第2項は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についてで、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行うものです。

次の第36条の2第1項は、町民税の申告についてで、総合課税または分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用するもので、また、次の第2項においては、省令改正に併せて項ずれの反映を行うものです。

次の附則第16条の3第2項は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についてで、申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用するものです。

次のページに移ります。

次の附則第20条の2第4項は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についてで、申告方式の選択に係る規定の整備を行うものです。

次の附則第20条の3第4項及び第6項は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についてで、申告方式の選択に係る規定の整備を行うものです。

次に、施行日が民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日である第3条関係について説明いたします。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料についてで、法第382条の4の規定により、証明書に、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正です。

次の第73条の2は、固定資産課税台帳の閲覧の手数料についてで、法第382条の4の規定により、固定資産課税台帳に住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを、閲覧に供しなければならないこととする法律改正に伴う改正です。

次の第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料についてで、法第382条の4の規定により、記載事項証明書に、住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正です。

続いて、第4条関係、那珂川町税条例の一部を改正する条例の改正で、施行期日が令和5年1月1日のものについて、改正条例第1条のうち第36条の3の3の改正規定は扶養親族申告書の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

次に、第5条関係、那珂川町税条例の一部を改正する条例の改正で、施行期日が令和6年1月1日のものについて、改正条例附則第2条を、令和3年改正法附則10条により規定の整備を行うものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。



討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町税条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、議案第10号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫 登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、9月定例会にて採択されました土砂条例改正に関する請願につきまして、その趣旨である無秩序な土地の埋立てを防止し、生活環境の保全と災害防止の徹底のため、請願の内容を精査し、他市町村の例を鑑み、必要な土砂条例の改正をするものです。

今回の改正により、町の許可が必要となる埋立て等の下限を撤廃することで、原則、町内の土砂等の埋立て案件を全て把握し、適切な指導・監視をすることができるようにいたします。

また、土砂の埋立て行為に係る土砂等の運搬、崩落、飛散、または流出により周辺環境に損害を与えた場合に備え、原状回復の費用を担保とするための保証金制度を規定するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 補足説明を申し上げます。

それでは、参考資料をご覧ください。

今回の条例の改正理由は、近年、栃木県内各所で不適切な土砂等の埋立てが発生しており、町内における不適切な土砂等の埋立てを未然に防止するために、埋立ての許可に関する面積要件の下限値を撤廃し、原則、町内で発生する土砂等の埋立てが全て許可制になることで、全ての土砂等の埋立てを埋立て開始前に把握し、埋立てに関する指導及び管理の強化を図ること、また、土砂等の埋立てによる災害防止、もしくは生活環境の保全、または町の財産の損害回復のために必要な措置を講じるための費用を埋立て事業者側に担保させるための保証金制度を導入するために条例の一部を改正するものです。

今回の主な改正点としましては、1点目として、許可申請を要する土砂等の埋立て等に供する区域の面積の下限の撤廃、2点目として、保証金制度の導入でございます。

そのほか、今回の改正に併せて、定義の見直しや追加、文言の整理を行うものであります。

改正内容等につきましては、第2条「定義」の第2号について、町の許可が必要な小規模特定事業の面積要件の下限値である500平方メートル以上を撤廃し、3,000平方メートル未満の土砂の埋立ては、全て小規模特定事業として定義するものであります。

これにより、事前に許可を受けていない場合は、500平方メートル以上になるまで待つ必要がなくなり、発見次第、早期指導により、大規模な条例違反の埋立てを防ぐことができるようになります。

同じく第3号について、500平方メートル未満の土砂等の埋立ても、小規模特定事業に含まれることから、小規模特定事業等の定義が不要となるため削除し、新たに小規模特定事業区域を定義するものであります。

同じく第4号について、小規模特定事業区域に搬出入路等の附帯施設を加えた小規模特定事業場を新たに定義するものであります。

同じく第5号について、改良土に関する定義を1号繰り下げるものであります。

第2条の2、事業者の責務について、「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に改め、「することのないように努めなければならない」の努力義務規定を、「してはならない」の義務規定に文言を整理するものであります。

第2条の3、土地の所有者の責務について、「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に文言を整理し、「提供することのないように努めなければならない」の努力義務規定を、「提供してはならない」の義務規定に文言を整理するものであります。

第2条の4、町の責務について、「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に文言を整理するものであります。

第2条の6、土砂等の安全基準等について、「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に文言を整理し、第3項の改良土と県外発生土の禁止については、第5条の許可の基準でも規定されていることから、文言を整理するものであります。

第2条の7、崩落等の防止措置等について、「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に文言を整理するものであります。

第3条、小規模特定事業の許可について、第2条第3号で小規模特定事業区域を定義していますので、小規模特定事業区域に文言を整理するものであります。

第3条の2、小規模特定事業に係る土地所有者の同意について、第1項として、小規模特定事業を行う場合は、許可申請の有無に係わらず、地権者の同意を得なければならないと新たに規定するものとし、第2項として、許可申請の際の地権者の同意に関する規定を1項繰り下げるものとし、同項中「次条第1項」を、「第4条第1項」に文言を整理するものであります。

第4条、「許可申請の手続き」の第1項第2号について、第2条第4号で、小規模特定事業場を定義されることから、小規模特定事業場に文言を整理するものであります。

また、小規模特定事業場内の施設の位置も明示するため、「位置」を「配置」に文言を整理するものであります。

第5条、許可の基準の第1項第1号について、各号の表記を「イロハ」順から「アイウ」順に整理するものであります。

また、第1項第2号の第3条の2を、第3条の2第2項に文言を整理するものであります。

第7条、変更の許可等の第1項について、第3条の2を、第3条の2第2項に文言を整理するものであります。

第10条の2、周辺住民等への周知について、「するように努めなければならない」の努力義務規定を、「しなければならない」の義務規定に文言を整理するものであります。

第14条の2、譲受けの第1項について、第3条の2を、第3条の2第2項に文言を整理するものであります。

第14条の3、名義貸しの禁止について、許可を受けた者が第三者に名義を貸すことの禁止を新たに規定するものであります。

第16条、許可の取消し等の第1項第3号について、許可の取消し要件が、第5条の許可の基準のうち、第1項に規定される申請者の欠格要件のみだったものを、第5条第1項、または第2項の「許可の基準」の全般の規定のいずれかの要件を欠くに至った場合も、許可の取消しの対象となるように文言を整理するものであります。

同条第1項第7号について、第5条の改正に伴い、「イロハ」表記を「アイウ」表記に文言を整理するものであります。

また、同項第9号に第14条の3で新たに規定する名義貸しの禁止に抵触した場合も、許可取消しの対象となるように新たに規定するものであります。

第17条、措置命令の第1項について、「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に文言を整理するものであります。

また、第2項第1号の「前号」を「前項」に文言を整理するものであります。

第20条の2、保証金の預入等について、土砂等の埋立ての許可を申請する際は、小規模特定事業を起因とする災害防止や町の財産の損害回復の費用を担保するため、保証金として定期預金を預け入れること、保証金の額は、搬入する土砂等の1立方メートル当たり5,000円を乗じた額とすること、保証金として預け入れした定期預金には、町を質権者とした質権の設定をすること、事業変更の許可を申請する際に、土砂等の量が増加した場合は、保証金として質権設定した定期預金を町に預け入れすることを新たに規定するものであります。

第20条の3、保証金の使途について、保証金を充てることができる費用として、土砂等の埋立てにより生じた災害防止、または生活環境の保全等のため、必要な措置を町が講じた場合の費用、土砂等の運搬等により町の財産に損害を与えた場合の原状回復の費用、町が災害防止や財産の損害回復等を行った際の事務管理の費用を新たに規定し、また、国税の滞納処分により定期預金として預け入れしている保証金の額が減少した場合は、不足額を追加で預け入れし、その追加分も町を質権者に設定することを新たに規定するものであります。

第20条の4、質権の実行について、町長は、災害防止もしくは生活環境の保全等、または町の財産の損害回復の措置を行った場合は、保証金である定期預金に対し、質権を実行し、保証金の払戻しを受けることを、新たに規定するものであります。

第20条の5、質権の解除について、許可申請を取り下げた場合、相続による許可の継承の申請を取り下げた場合、町から不許可の通知を受けた場合、事業完了の確認を受けた際に保

証金の使途に係る費用が発生しなかった場合、事業廃止の確認を受けた際に保証金の使途に係る費用が発生しなかった場合、埋立て事業の譲り渡しの許可を受けた際に譲り渡し側に保証金の使途に係る費用が発生しなかった場合などの質権の解除に関して、新たに規定するものであります。

附則は、この改正条例の施行期日を令和5年1月1日と定めるものであります。また、この改正条例の施行前に土砂等の埋立て等に関する許可を受けた場合は、保証金に関する規定は適用しないものとします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第11、議案第11号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫 登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、奨学金利用対象条件を緩和し、利用者の増加を図るため、那珂川町奨学金貸与条例の一部を改正するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

お手元の参考資料をご覧ください。

1、改正の目的は、奨学金利用対象条件等を緩和し、利用者の増加を図るとともに、那珂川町への定住を促進するため、那珂川町奨学金貸与条例の一部を改正するものです。

2、改正する条例名は、那珂川町奨学金貸与条例であります。

3、改正の内容は、①として、本奨学金の貸与を受ける場合に他の奨学金との併用を認めるもので、第3条（奨学生の資格）において、資格要件のうち第1項第5号「他の奨学金の貸与を受けていない者」を削除するものです。

②として、学校を卒業後に、那珂川町に定住する者を対象として、奨学金返還の一部を免除する制度を高校生まで拡充するもので、第12条（返還の免除）において、第2項中「要件」を「全ての要件」に改め、「（高等学校又は高等専門学校（第1学年から第3学年までの期間に限る。）に在学する期間に受けた奨学金を除く。）」を削除するものです。

また、同項第1号中「6箇月を経過した後」の次に、「返還開始から」を加え、同項に、「第5号 過去に奨学金の返還免除を受けていないこと。」を追加するものです。

4、施行日は、公布の日から施行するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町奨学金貸与条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号～議案第16号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第12、議案第12号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の議決について、日程第13、議案第13号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第14、議案第14号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第15、議案第15号 令和4年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第16、議案第16号 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算（第2号）の議決について、以上5議案は関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第12号から議案第16号、令和4年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による職員人件費の増減のほか、物価高騰に対する支援として、子育て世帯に商品券を発行する事業や、障害者福祉施設及び介護福祉施設に対し、交付金を交付する事業のほか、各公共施設の電力高騰に伴う電気料などを計上するものであります。

その補正額は1億9,200万円となり、補正後の予算総額は86億9,300万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、物価高騰に対する支援として、小学1年生から高校3年生の児童生徒を持つ子育て世帯に対し商品券を発行する事業のほか、食料品の価格高騰に伴い、町内の障害者福祉施設及び介護福祉施設に対して、交付金を交付する事業など、6,374万3,000円を計上いたしました。

第2は、教育費で、馬頭総合体育館の屋根防水改修工事のほか、電力高騰に伴い、各小・中学校や体育館等の各施設の電気料に、3,132万円を計上いたしました。

第3は、土木費で、急傾斜地崩壊対策事業費の確定に伴う県負担金や、町道上台線側溝敷設工事など、町道維持補修事業のほか、電力高騰に伴う、道路照明や町営住宅等の電気料など、2,929万3,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、寄附金、町債のほか、繰越金を充てることといたしました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による職員人件費を減額するものであります。その補正額は200万円の減額となり、補正後の予算総額は19億9,930万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は、マンホールポンプの更新工のほか、電力高騰に伴う下水処理施設の電気料に600万円を計上するもので、その財源は、繰入金及び繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は3億1,500万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。今回の補正は、マンホールポンプの更新工のほか、電力高騰に伴う水処理施設の電気料に350万円を計上するもので、その財源は、繰入金及び繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は5,250万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による職員人件費のほか、電力高騰に伴う施設の電気料に2,340万円を計上するもので、その財源は、当年度純利益を充てることといたしました。



以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は2,100万円の増で、障害者自立支援事業費は、障害者福祉サービス事業費に係るもの。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は3,138万6,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,564万円は、コロナ禍における物価高騰対策事業等に係るもの。個人番号カード交付補助金574万6,000円は、戸籍システムの改修及びマイナンバーカード出張支援サポート事業に係るもの。

2目民生費国庫補助金の補正額は22万円の増で、障害者総合支援事業費補助金は、障害者福祉サービスのデータベース作成のためのシステム改修業務に係るものであります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は1,050万円の増で、障害者自立支援事業費は、障害者福祉サービス事業費に係るものであります。

2項3目衛生費県補助金の補正額は583万3,000円の増で、出産・子育て応援交付金は、出産・子育て応援交付金事業に係るもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は500万円の増で、県単農業農村整備事業費は、健武地区水利施設改修工事に係るものであります。

18款寄附金、1項4目教育費寄附金の補正額は5万円の増で、中学校費寄附金は、馬頭中学校への寄附金であります。

10ページに続きます。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億1,301万1,000円の増で、前年度繰越金であります。

22款町債、1項3目土木債の補正額は500万円の増で、町道維持補修事業に係る道路整備事業債であります。

11ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は23万円の増で、職員人件費は、当初予算編成後の

人事異動及び人事院勧告に伴う職員手当の増であります。

なお、職員人件費の補正につきましては、いずれも当初予算編成後の人事異動及び人事院勧告による給与、職員手当、共済費の増減でありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は509万7,000円の増で、特別職人件費90万4,000円の減は、給与の減額によるもの。職員人件費は598万円を増額するもの。総務管理費2万1,000円は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬及び職員手当の増であります。

なお、会計年度任用職員の報酬、職員手当の補正につきましては、いずれも人事院勧告による増でありますので、以降、説明を一部省略させていただきます。

3目会計管理費の補正額は88万5,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

5目防犯交通安全対策費の補正額は141万6,000円の増で、交通指導員費3万2,000円は、会計年度任用職員の報酬及び職員手当。防犯対策費138万4,000円は、電力高騰に伴う防犯灯1,463基の電気料であります。

6目公共交通確保対策事業費の補正額は270万円の増で、公共交通確保対策事業費は、コロナ禍において、利用客数が減少した町内の交通事業者等に対して、交付金を交付する事業であります。

12ページに続きます。

2項1目企画総務費の補正額は236万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

3項1目税務総務費の補正額は668万1,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は1,223万1,000円の増で、職員人件費668万5,000円を増額するほか、個人番号カード推進事業費574万6,000円は、会計年度任用職員の報酬及び職員手当、戸籍事務連携機能整備に係る戸籍システムの改修業務委託料、県が実施しているマイナンバーカード出張支援サポート事業への負担金であります。

13ページに続きます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は170万1,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目障害者福祉費の補正額は4,268万円の増で、障害者福祉サービス事業費4,200万円は、障害者福祉サービスの利用人数増加による扶助費の増。障害者支援区分認定等事務費44万円は、障害者福祉サービスのデータベース作成のためのシステム改修業務委託料。障害者福祉

諸費24万円は、食料品の価格高騰に伴い、町内の障害者福祉施設に対して、提供しているサービスごとに一律4万円の交付金を交付するもの。

3目老人福祉費の補正額は518万6,000円の増で、介護保険特別会計繰出金35万1,000円の減は、介護保険特別会計における人件費の減額に伴う繰出金の減。老人福祉諸費553万7,000円は、会計年度任用職員報酬のほか、食料品の価格高騰に伴い、町内の介護福祉施設に対して提供しているサービスごとにその施設の利用定員数に応じて、交付金を交付するもの。

4目総合福祉センター費の補正額は658万3,000円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費31万1,000円及び小川総合福祉センター施設管理費627万2,000円は、電力高騰に伴う施設の電気料であります。

2項1目児童福祉総務費の補正額は、36万3,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

14ページに続きます。

2目認定こども園費の補正額は297万円の減で、職員人件費754万9,000円を減額するもののほか、ひばり認定こども園費131万5,000円は、電力高騰に伴う施設の電気料。わかあゆ認定こども園費326万4,000円は、電力及び食料品高騰に伴う施設の電気料及び賄材料費。

3目児童措置費の補正額は1,314万6,000円の増で、職員人件費を減額するほか、児童措置諸費1,486万4,000円は、物価高騰の支援として、小学1年生から高校3年生の児童生徒を持つ子育て世帯に対し、子ども1人当たり1万円の商品券を交付するもので、商品券の印刷費及び郵送料のほか、1,270人分の商品券発行業務委託料。

4目母子福祉費の補正額は118万2,000円の増で、母子福祉諸費は、こども医療費制度改正に伴うシステム改修業務委託であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は5万2,000円の増で、職員人件費を増額するほか、健康づくり費2万7,000円は、会計年度任用職員報酬。衛生総務諸費12万円は、会計年度任用職員の費用弁償であります。

15ページに続きます。

2目予防費の補正額は700万円の増で、出産・子育て応援交付金事業は、妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援として交付金を交付する事業で、事務用消耗品、交付金振込手数料、通知等郵送費のほか、83人分の交付金。

4目環境衛生費の補正額は710万6,000円の増で、職員人件費を増額するほか、不法投棄等対策費5万1,000円は、会計年度任用職員の報酬及び職員手当であります。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は385万5,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

3目農業振興費の補正額は350万円の増で、農業振興諸費は、農業省力化対策事業補助金のほか、農業後継者支援交付金。

5目農地費の補正額は1,341万1,000円の増で、農業集落排水事業特別会計繰出金47万8,000円は、電力高騰に伴う繰出金の増。町単農村振興事業費50万円は、三輪地内暗渠排水整備に対する農村振興事業補助金。県単農業農村整備事業費1,000万円は、健武地区水利施設改修工事費。農地諸費243万3,000円は、基幹水利施設管理事業及び西の原用水頭首工改修事業の負担金であります。

16ページに続きます。

6目イノシシ肉加工事業費の補正額は43万6,000円の増で、イノシシ肉加工事業費は、会計年度任用職員の報酬。

7目中山間地域総合整備事業費の補正額は38万円の増で、中部中山間地域総合整備事業費は、新溜整備事業及び宮本集落道事業負担金であります。

2項1目林業総務費の補正額は40万円の増で、林業総務諸費は、すくすくの森遊歩道維持工事費。

2目林業振興費の補正額は490万円の増で、森林環境整備事業費は、林道鶴居峠御前岩線及び林道沼沢線の維持工事費であります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は371万3,000円の増で、職員人件費319万1,000円を増額するほか、地域雇用創出事業費52万2,000円は、会計年度任用職員の報酬であります。

17ページに続きます。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は356万9,000円の減で、職員人件費を減額するもの。

2目地籍調査費の補正額は13万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

2項1目道路橋りょう総務費の補正額は220万円の増で、道路橋りょう総務諸費は、電力高騰に伴う道路照明の電気料。

2目道路維持費の補正額は830万円の増で、町道上台線側溝敷設工事のほか2路線の町道

維持補修工事費であります。

3項1目砂防費の補正額は1,846万7,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は、砂防施設づくり事業費確定による負担金であります。

18ページに続きます。

4項2目公園費の補正額は200万円の増で、公園管理費は、馬頭公園内の枯れ松6本の伐採委託料。

3目下水道費の補正額は96万4,000円の増で、公共下水道事業費は、電力高騰に伴う繰出金の増であります。

5項1目住宅管理費の補正額は80万円の増で、町営住宅等管理費は、電力高騰に伴う町営住宅等の電気料であります。

8款消防費、1項2目非常備消防費の補正額は42万4,000円の増で、消防管理運営費は、電力高騰に伴う屋外拡声装置41基の電気料。

3目消防施設費の補正額は400万円の増で、消防施設整備事業費は、電柱老朽化に伴う屋外拡声装置の移設工事費であります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は438万5,000円の減で、特別職人件費3万8,000円の増のほか、職員人件費442万3,000円を減額するものであります。

19ページに続きます。

2項1目学校管理費の補正額は500万円の増で、学校管理諸費は、会計年度任用職員の報酬のほか、電力高騰に伴う小学校の電気料、小川小学校の軽トラックの購入費。

3目学校施設整備費の補正額は300万円の増で、小川小学校施設整備費100万円は、屋外体育倉庫の改修工事費。馬頭東小学校施設整備費200万円は、放送設備改修工事費であります。

3項1目学校管理費の補正額は290万3,000円の増で、馬頭中学校費5万円は、教育費寄附金による大型モニター購入費。学校管理諸費285万3,000円は、会計年度任用職員の報酬のほか、電力高騰に伴う中学校の電気料であります。

4項1目社会教育総務費の補正額は608万4,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

3目図書館費の補正額は151万円の増で、図書館管理運営費は、馬頭図書館の館内照明改修工事費及び小川図書館空調設備改修費。

5目美術館費の補正額は352万3,000円の増で、職員人件費72万3,000円を増額するほか、美術館管理運営費280万円は、電力高騰に伴う美術館の電気料であります。

20ページに続きます。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は17万の増で、職員人件費を増額するもの。

5項1目保健体育総務費の補正額は144万円の増で、職員人件費を増額するもの。

2目保健体育施設費の補正額は855万円の増で、体育施設維持管理費は、電力高騰に伴う各体育施設の電気料のほか、総合体育館の屋根防水改修工事費。

3目給食センター費の補正額は352万5,000円の増で、職員人件費26万5,000円を増額するほか、学校給食センター管理運営費326万円は、電力高騰に伴う施設の電気料及び空調の機器交換工事費であります。

21ページに続きます。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は200万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、9月24日の台風15号による災害復旧事業補助金であります。

22ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3款国庫支出金、2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は109万9,000円の減で、地域支援事業費の減に係る国負担分の減額であります。

5款県支出金、2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は55万円の減で、地域支援事業費に係る県負担分の減額であります。

7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は55万円の減で、地域支援事業費に係る町負担分の減額。

1項5目その他一般会計繰入金の補正額は19万9,000円の増で、一般管理費の補正に係る町負担分の増額であります。

8ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は12万円の増で、帳票等の様式変更に伴う印刷

製本費の増額。

3 項 2 目認定調査等費の補正額は 7 万 9,000 円の増で、会計年度職員報酬の増額によるものです。

3 款地域支援事業費、3 項 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の補正額は 288 万 5,000 円の減で、職員配置替えによる職員給与の減額。

3 項 8 目認知症施策推進事業費の補正額は 3 万 2,000 円の増で、会計年度職員報酬の増額によるものです。

6 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金の補正額は 65 万 4,000 円の増で、地域支援事業費の減に伴う事業費分の積立金の増額によるものです。

9 ページ以降は、給与費明細書ですので、ご覧ください。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 上下水道課長。

○上下水道課長（益子泰浩） 続きまして、那珂川町下水道事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は 96 万 4,000 円の増で、一般会計からの繰入金です。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 503 万 6,000 円の増で、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、1 項 2 目施設管理費の補正額は 600 万円の増で、処理場施設運転のための電気料の増及び小川処理区のマンホールポンプ 2 基の更新工事費、マンホール鉄蓋交換工事費であります。

続きまして、那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入から申し上げます。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は 47 万 8,000 円の増で、一般会計からの繰入金です。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は 302 万 2,000 円の増で、前年度繰越金です。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道事業費、2 項 1 目施設管理費の補正額は350万円の増で、水処理施設運転のための電気料の増及びマンホールポンプ4基の更新工事費であります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書3ページをご覧ください。

補正予算実施計画により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出であります。1 款水道事業費用、1 項 1 目原水及び浄水費の補正額は1,793万8,000円の増で、水道施設運転等に係る電気料の増によるものです。

4 目総係費の補正額は546万2,000円の増で、人事異動に伴う人件費の増によるものです。

支出の増額に伴う収入については、純利益を2,340万円減額とする予算としました。

4 ページはキャッシュ・フロー計算書、5 ページからは、給与費明細書となりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で那珂川町一般会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町下水道事業特別会計補正予算、那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算並びに那珂川町水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

議案審議の途中でございますが、ここで休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午後 零時 21分

再開 午後 1時 30分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

7 番、小川正典議員。

○7 番（小川正典） それでは、一般会計、12ページの総務費、1 点目、個人番号カードで574万6,000円、11月の臨時議会でも、補正予算100万円ほど計上して通っておりますけども、



今回、システムの改修、サポート事業の云々という話があったんですけども、この詳細についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、13ページの小川総合福祉センターの施設管理費627万2,000円、これは電気料だと、こういう話がありました。馬頭のほうは、ほとんど電気料がアップしないのに、なぜ小川はこんなにアップするのか、この内訳についてお伺いをしたいと思います。

それから、小学生から高校3年生の1万円の商品券、何ページかな、ちょっと、ページ数が出てこないんですけども、先ほどご説明の中では、高校3年生まで拡大されたと、これは非常に評価できる内容だろうというふうに思っておりますけども、この給付が商品券ということになります。

たかが1万円、されど1万円という話がありますけども、この費用は現金で支給すれば、即この父兄のもとに入りますけども、商品券ですと、これを印刷、そして、配布、この費用を含めて、全体の金額がなかなか今出てきませんが、この詳細について、なぜキャッシュじゃなくて、商品券になったのかということと、この表の補正額の詳細について3点お伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまのご質問、1点目のご質問にお答えいたします。

個人番号カード交付補助金ということですが、こちらは、2つございまして、1つ目は社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらは国の改正に伴い、戸籍事務内連携のための機能の整備を行います。戸籍とマイナンバーとのひもづけの整備でございます。

2点目が、個人番号カード交付事務費補助金で、こちらは、出張申請サポート事業に伴うものでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） それでは、2点目の質問にお答えいたします。

総合福祉センターの電気料の馬頭と小川の両方の違いということでございますが、馬頭福祉センターにつきましては、もともと予算に若干余裕があったという部分がありまして、そのほか、利用がまだ駐車場が整備されていないということで、利用が少ない状況にありますので、それほど伸びていないというふうな状況になっております。

小川のほうは、利用が非常に多いということで、たくさん電気料が伸びているという状況

になっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 小川議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目のなぜ現金で支給しないのか、商品券なのかというご質問でございますが、地域経済の活性化といいますか、地域振興を図るため、あえてクーポンにしております。

また、1万円の現金、振り込みになりますと、以前にもありましたけれども、口座のままに、口座の中に入ったまま、使わないでというご家庭もなくはないということで、ぜひ、物価高騰の折、子どものために使っていただきたいということで、クーポンにいたしました。

内訳でございますけれども、商品券チケットの印刷代が30万円、それから、送料等の通信運搬費が36万4,000円、業務委託料、これは商品券分が入っておりますけれども、1,420万円が内訳になります。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

○7番（小川正典） すみません。ちょっとメモが変わったかどうかで、ちょっと間違っているかなんですが、1,720人なのか、1,270人なのか、どちらなのでしょう。ちょっとその1点、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 9月の補正予算で未就学児の分が430人、既に予算計上させていただいておりますので、1,700人、これは那珂川町に住むゼロ歳から18歳までのお子さん1,700人いらっしゃいまして、9月補正で未就学児の430人分計上しておりまして、差引き1,270人ということで、今回の補正は1,270人分をお送りするということになります。

以上です。

○議長（益子純恵） 小川正典議員。

○7番（小川正典） ご説明ありがとうございました。

1,420万円ほど費用はかかるということですが、その那珂川町の商店街の活性化を期待していると、こういうことで商品券だということで了解しました。

一日でも早く、商品券が届くようお願いをしますけれども、目標としてはいつ頃発送されるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 12月中に、クーポン券の印刷、それから、取扱店の登録などを進めまして、年明け1月中旬ごろまでには対象者へ発送、それから、クーポン券の使用期限等を定めまして、今年度中には、全てのお子さんがいるご家庭で使用していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

8番、鈴木 繁議員。

○8番（鈴木 繁） 8番、鈴木です。

まず、一般会計のほうの19ページで、教育費のほうなんですけれども、学校施設設備費で小川小学校と、馬頭東小学校で、工事請負のご説明があったんですが、小川小学校の体育館というのは、ちょっと聞き取れたんですけれども、私、聞いたのが、馬頭東小学校のは放送機器の交換と聞こえたものですから、機器の交換だとこれは備品購入とか、そちらに入るのではないかと思われるんですが、工事費のほうに入っていたので、ちょっとその辺をもう一度、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

馬頭東小学校の施設整備費のほうは、放送設備の改修工事となりまして、現在あるものが古くなっており、不具合が生じておりますので、そちらを改修するものです。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計補正予算の12ページです。

先ほど小川議員が質問したところなんです、総務費の中の個人番号カード推進事業費ということで、ここに掲げてありますけれども、先ほど、出張申請サポート事業ということで、そこにお金使ったということなんです、私が聞いたところ、小川の共生館で行われたところに、ドコモの社員さんが見えていたということなんです、それから、郵便局にお願いしてありますね。6つの郵便局で、写真撮影もそこでできるというふうになっているんですけれども、ちょっとそういう細かい点の、どれに幾らぐらい使っているのかというのを教えてもらえたらと思います。

○議長（益子純恵） 住民課長。

○住民課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の補正では、個人番号カード推進事業費において、出張申請サポート事業市町負担金120万円を補正させていただいております。

こちらは、栃木県が実施している出張申請サポート事業ということで、県内の全市町におきまして実施をしているものでございます。

多いところは8回ほど、当町は4回分の負担金でございます。

先ほど、川俣議員がおっしゃった携帯電話のドコモショップの社員に協力していただいている事業は、国と携帯電話会社が提携しております国のほうの申請サポート事業になりますので、町としては経費はかかってございません。

郵便局の申請サポート事業につきましては、11月、臨時会で補正予算を要望させていただきました。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する会計名をお示してください。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第12号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第6号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 令和4年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和4年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和4年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和4年度那珂川町水道事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第17、発議第1号 議会改革特別委員会の設置についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

大金 清議員。

〔5番 大金 清 登壇〕

○5番（大金 清） ただいま提案になりました発議第1号 議会改革特別委員会の設置について、提案の趣旨の説明を申し上げます。

地方分権が進展する中、二元代表制の下、地方議会の果たす役割は重要性を増してきてい

る一方で、町民から議会活動が見えにくいとも言われている。議会活動の充実・強化を図るとともに、町民に開かれた議会であることが一層求められている。

町民の生活の向上と民主政治の発展に寄与するため、那珂川町議会基本条例を検証し、新しい時代に即した議会の在り方などの調査・検討を行う必要があると考えております。

つきましては、議員全員による議会改革特別委員会を設置し、さらに調査・研究を重ね、町民の負託に応えられる議会としていきたいと考えておりますので、提案の趣旨をご理解いただきまして、議会改革特別委員会の設置について、議員各位のご賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます。

以上で提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 議会改革特別委員会の設置については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議会改革特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。

那珂川町議会委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま、議会改革特別委員会を議会会議室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時03分

○議長（益子純恵） 再開します。

休憩中に、議会改革特別委員会が開催されて、正副委員長が決定し、報告がありましたので、その結果を申し上げます。

議会改革特別委員会、委員長大金市美議員、副委員長鈴木 繁議員、以上のとおりであります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（益子純恵） お諮りいたします。

議会改革特別委員長から、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

〔議案配付〕

---

#### ◎議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（益子純恵） 追加日程第1、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題

といたします。

議会改革特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて令和4年第8回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時06分